

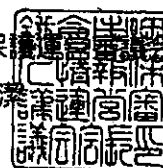
鎌倉審議第 13号

平成17年3月3日

鎌倉市長 石渡徳一 様

鎌倉市個人情報保護

会長 安富 洋



「住民基本台帳ネットワークシステム」に係る建議

近年における高度情報化社会の進展の下、情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動や市民生活など様々な場で増大している。

こうした状況の中で、平成14年8月に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）が稼動したが、国民総背番号制になるおそれやプライバシーの侵害、地方自治の侵害をもたらすおそれを包含しているとの懸念が各界から表明されたこともあり、法律は附則を付して「個人情報の保護に万全を期する」という前提条件で成立を見たところである。

しかし、個人情報保護のための施策が不透明であったことから、住基ネットを批判する世論が高まりいくつかの自治体で接続を拒否する事態になったのは周知のとおりである。

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人の権利利益と密接に関わるものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることが重要である。

平成16年4月14日に『かまくら市民オンブズマン』から出された要望書は、住基ネットを取り巻く状況の変化や個人情報の流出・漏えいなどセキュリティ問題が社会的に起こっていることへの危惧を訴えており、当審議会も指摘をされている事柄は個人情報保護の観点から留意すべき重要な問題と考える。したがって、実施機関におかれては、個人情報保護の重要性を十分認識するとともに、自治体自らの権限・判断でその保護に万全を期して事業の推進を図られるよう切に望むものである。

また、昨今の情報技術の開発・進展はめざましい。コンピューターのセキュリティは、いかなる対策を取っても技術革新の中にあっては完璧といい難い状況にある。実施機関におかれては、これら状況を斟酌し、住基ネットの運用に当たっては、現行の「鎌倉市住民基本台帳ネットワークシステムに関するセキュリティ要綱」をはじめ「同 窓口事務取扱要領」、「同 緊急時対応計画書」のみに依存する事なく、今後も様々な角度からその方策を研究・検討しながら、常時、セキュリティ対策に万全な措置を講ずるよう要望し、ここに建議する。